



沼津市奨学金返還支援制度 令和8年度認定候補者の事前エントリー受付を開始しました

要 旨

「沼津市奨学金返還支援制度」は、市内の中小企業等に就職し、市内に居住した人を対象に、大学等在学時に日本学生支援機構より借り入れた奨学金返還金の一部を補助するもので、本市では平成 30 年度から実施しています。

令和8年度の認定候補者にかかる事前エントリーの受付を開始しました。

概 要

- 1 対 象 者 ①令和8年3月に大学等卒業予定の方または大学等卒業後2年以内の方
②大学等卒業後、認定申請日時点で、沼津市に居住する予定の方
③大学等卒業後、認定申請日時点で、沼津市に本社又は本店のある中小企業等に就職する予定の方
- 2 補助金額・期間 奨学金返還金月額を基礎として、年間 24 万円まで最長 60 か月 (5年)
- 3 申込方法 沼津しごと応援サイト「ぬまjob」から
(<https://numa-job.net>)
- 4 申込期限 令和8年3月31日(火)まで
- 5 そ の 他 ・令和8年度に事前エントリー申込者を対象とした選考を行います。支援対象者は、令和8年7月に認定する予定です。
・詳細は、沼津しごと応援サイト「ぬまjob」又はチラシをご覧ください。



お問い合わせ先

沼津市役所 産業振興部 商工振興課 労働福祉係
直通:055-934-4749

在学中に借り入れた奨学金の返還を最大 120 万円補助します

沼津市奨学金 返還支援制度

さあ、

沼津から

始めよう。

大きな期待と小さな不安を抱えながら就職活動に励んでいる皆さんへ。

長いようで短い学生生活も閉幕が近づいてきましたね。これからは新たな一歩を踏み出し、学生時代とはまた違ったライフスタイルに変化していくことでしょう。

海、山、川が揃った豊かな自然、首都圏までの約1時間の好アクセス。近年は移住してくる方も多くいる静岡県沼津市では、奨学金の返還を支援しています。

沼津で働く、という選択肢をどうぞご検討ください。



沼津市役所 産業振興部 商工振興課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1 ☎055-934-4749 syouko@city.numazu.lg.jp

支援を受けるためのフロー

STEP 01

事前エントリー！

補助を受けるためには、期限までに事前エントリーが必要です。エントリーは、沼津しごと応援サイト「ぬまjob」からお申し込みいただけます。

STEP 02

卒業したら沼津に住もう！

大学等を卒業後、市内に本社本店のある中小企業等に就職し市内居住することが条件となります。市内居住は一人暮らしでも、家族等と同居でも構いません。

STEP 03

認定申請

事前エントリー申込者のうち、支援を希望する方は、期限までに「支援対象者認定申請」の手続きを行う必要があります。申請者の中から市で選考のうえ、支援対象者を認定します。

STEP 04

補助金ゲット！

当該年度中に支援対象者が日本学生支援機構へ返済した奨学金返還について、補助金交付申請の提出を受け、条件を満たした方に補助金を交付します。



沼津しごと応援サイト

ぬまjob



就職に役立つ情報を定期的にお届け！

ぬまjob就職情報メルマガ会員募集中！



令和8年4月1日に就職予定で、支援希望の方は、沼津しごと応援サイト「ぬまjob」から事前エントリー申込！
※就職予定日が令和8年4月1日ではない方はお問い合わせください。
※申込日時時点で既に正規雇用者として就労している方は対象になりません。

対象となる人

＜事前エントリー時＞

- ①令和8年3月31日に大学等卒業予定の方または大学等卒業後2年を経過していない方
- ②大学等卒業後、認定申請日時点で沼津市に居住予定の方
- ③大学等卒業後、認定申請日時点で沼津市に本社または本店のある中小企業等（社会福祉法人、医療法人、学校法人を含む）に就職予定の方
※大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校専修課程）

対象となる奨学金

日本学生支援機構 第一種奨学金または第二種奨学金

※大学等に在学している期間の貸与奨学金に限る。

※第二種奨学金は、利息を除いた元金が対象額。



支援の条件

＜認定申請時＞

- ①大学等在学中に上記奨学金の貸与を受けている
- ②指定期日までに、市に「事前エントリー申込」
- ③大学等を卒業又は修了後、認定申請日時点で沼津市に居住
- ④大学等を卒業又は修了後、認定申請日時点で沼津市に本社または本店のある中小企業等に就職
- ⑤認定申請書の提出
- ⑥事前エントリー者を対象とした選考により、支援対象者を認定

補助金額・期間・定員

【金額】奨学金返還金の月額を基礎とし、年間24万円まで

【期間】奨学金を返還している期間を対象として、最長60か月（5年）一人あたり最大120万円まで

【定員】5人（予定）

※認定申請日から、引き続き、沼津市に居住していることや、沼津市に本社または本店のある中小企業等に就職していること等が条件となります。



沼津市役所 産業振興部 商工振興課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1 ☎055-934-4749 syouko@city.numazu.lg.jp